



《入会状況》 令和 5 年 5 月末日現在:正会員 2,918 名 ・ 賛助会員 84 団体

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 第 10 回 定時総会報告

本会の第 10 回定時総会が 6 月 10 日（土）に OCMA 会場で開催され、すべての議案が決議されましたので、ご報告いたします。

阪本貴司理事による開会宣言の後、濱田和則会長より開会挨拶がありました。本日の議案である代議員選出規程と、役員報酬並びに費用弁償に関する規程の制定について、議案に上がった経緯などを説明され、慎重な議論が行われるよう述べられました。



議事については、令和 5 年度事業計画及び予算報告、並びに令和 4 年度事業報告の後、議長に大森剛氏、副議長には吉田弘樹氏が選出され、審議に入りました。

第一号議案「令和 4 年度決算報告」は、中辻朋博事務局長より説明があり、西岡監事の会計監査報告の後、満場一致で承認されました。第二号議案「理事の選任について」では、令和 4 年度総会で選任できなかった理事 2 名の信任投票が行われ、新任されました。

第三号議案「代議員選出規程の制定について」では、吉村春生副会長より、支部の会員数 50 人に対して 1 人の代議員が総会に出席し、支部の声がより届くようにする、という趣旨説明がありました。質問として、①支部での代議員選出後の大阪協会への報告の仕方について(規程(案)第 3 条)、②代議員は支部長を想定しているものか、の 2 点が上がりました。返答として、①9 月をめどに理事会で決めた方法や書式を示したい、②必ずしも支部長が代議員になることを想定しておらず、他の役員など支部の運営の状況により選出されたい、とのことでした。この後、審議に入り第三号議案は満場一致で承認となりました。

第四号議案「役員報酬等並びに費用弁償に関する規程の制定について」では、吉村副会長より、会計上の指導を受けた内容である説明があり、満場一致で承認されました。

全ての議案が承認された後の質疑応答では、法定外研修の時間管理に関する問題提起や、支部長の活動を主任介護支援専門員の更新要件に含める提案などが出ました。

総会全体としては、会場からの意見も多く出るなど前向きな議論が交わされた総会となったと感じました。この第 10 回を区切りに会員全員が参加する形の総会は最後となりました。次年度からは代議員制となります。これまで以上に良い総会が行われ、本会の増々の発展につながればと思います。

なお、議案の詳細については先に送付しております当会第 10 回定時総会議案書をご参照ください。

府民情報発信部 荒木大輔

令和 4 年度支部長会報告

令和 5 年 3 月 25 日、ブロック活動部主催「令和 4 年度支部長会」の報告をいたします。Zoom による完全オンラインの開催に、63 支部中 59 支部の支部長や代理の出席がありました。

司会は第Ⅵブロックの竹尾安代理事が担当しました。始めに、濱田和則会長による挨拶と、「今後の介護保険制度の動向について～ケアマネジメントを中心に～」の解説がありました。次期改定に向けた動向を見守っていききたいと思います。

続いて、第Ⅰ部は、吉村春生副会長から「大阪介護支援専門員協会と各支部との関係性及び協力体制について」の説明です。「活動するには人手が必要！」「活動するにはお金が必要！」と、協会の在り方、そして各支部の総会の必要性が力説されました。



第Ⅱ部は、2つのミニ研修となりました。一つ目は、「業務継続計画(BCP)の策定運用と介護支援専門員に求められる役割」について、神崎トモ子災害対策委員会委員により講演でした。令和 6 年度から本格実施される BCP の運用方法などの考え方の講義を受け、BCP を実効性の高いものにするために主体的に作成し、これからの運用について検討して行かなければならないと感じました。

二つ目は、「介護現場におけるカスタマーハラスメント対応について」、堺ブロックの顧問弁護士で大阪弁護士会所属の泉田健司弁護士により、カスタマーハラスメントの実例から見える対応方法などを具体的にわかりやすく説明して頂きました。今後の対応に活用していきたいと思いました。

第Ⅲ部の「ブロック内情報共有」では、ブレイクアウトセッションを活用し、他ブロックの支部長と情報交換を行いました。支部総会の実施方法や法定外研修の実施、地域の連絡会についての話が多く聞かれました。法定外研修については、年間 2 回の開催がやっとならぬという意見が多くありました。しかし、来年度の支部事業計画に法定外研修の実施を取り入れて行きたいという支部もありました。また、支部運営の苦労や介護支援専門員の高齢化、役員の担い手不足などの切実な課題にも気付かされました。

閉会の挨拶では前川副会長が、新型コロナウイルス感染症の規制により実感した、対面での交流の大切さについて話し、当日の支部長会を締めくくりました。

ブロック活動部では、アンケート結果を踏まえ、各ブロックの法定外研修の企画などの協力にも取り組んでいくことも考えています。少しずつ参集の研修も出来るようになってきているので、オンラインと集合の研修を併用しながら対応出来るようにしていきたいと思います。

府民情報発信部 西岡 誠

第IVブロック活動報告

第IVブロックに関しましては、以前にも記事として掲載しましたが南河内地域に属しており、各市においての人口規模も10万人程度であり、地域的にほんわかしております。第IVブロックは6支部(松原市支部・羽曳野市支部・藤井寺市支部・富田林支部・河内長野支部・大阪狭山市支部)が設置されており、各支部長も穏やかな人柄の方たちばかりで支部長会においても、対立は一切ありません。ブロック長としてはホンマに助かっております。



第IVブロック支部長会にて(令和5年6月27日)

話は変わりますが、各支部からの報告で、これほどこの地域においても似た傾向があるのではないかと考えていますが、役員の成り手が無く交代する事なく月日ばかりが流れていく状況……。「どうにかならんかっ〜」と叫びたい所です。しかし全国にいる介護支援専門員の為にも、会員を継続して入って頂ける努力は各支部共に力を注いでいきたいと思っております。

そこから大きな力を築きあげ、介護支援専門員の処遇を改善し、誰からも尊敬される専門職として、将来なりたい職業のベスト10入りを果たすべく……、と思っております。

「ほんまに？ ん〜っ？」ですけど。

しかし、本当に大きな声をあげていかないと介護支援専門員自体の成り手も減少していく事となり、介護保険制度を安定的に維持していく事も危ぶまれます。担い手が減少し高齢化が進む中において、明るい兆しが見えてきません。この件を言い出すと記事に収まりませんので、こちらで置いときます。

前向きな話をしなければ……ですね。第4ブロックとしては継続して、地域との関わりも、よりいっそう深めていきながら、ほぼ4年振りとなる呑み会にて親睦も深めながら、介護支援専門員に関わる事柄を中心に明るい未来へと強く働き掛けていきたいと思っております。一度他のブロックの支部長会等へ参加してみたいと常日頃思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

(付記)ブロックを超えての呑み会(親睦会)へのご参加を心からお待ちしております。

第IVブロック推薦理事 峯山 建道

～ 府民情報発信部からのお知らせ ～

アンケート回答にご協力をいただき、誠にありがとうございました。アンケート配付の方法や回答フォームにも反省すべき点があり、取り組みが不十分ではありましたが、頂いた回答、ご意見は大切に扱わせて頂きます。

このアンケートを生かし、今後も皆様にご満足いただけるよう、OCMA 通信やホームページ等の情報発信に取り組んでまいります。

府民情報発信部 西岡 誠

大阪介護支援専門員協会第VIブロック

第VIブロックは高石市から以南、岬町までの大阪泉州地域の 7 支部で構成されています。大阪泉州地区には関西国際空港があり、だんじり祭りが盛んな地区が多いです。また山や海に囲まれている地区も多く自然豊かな土地です。



第VIブロック 支部長の面々



2022 年度 第VIブロック研修の様子
講師: 高石支部 渡部支部長
テーマ『適切なケアマネジメント手法』
～実践研修を終えて～

現在、第VIブロックは 360 名(2022 年 3 月時点)の会員数となっています。特に 1 支部で 100 名を超えている支部もあり、介護支援専門員としての職能への関心の高さが伺えます。

7 支部の支部長ですが、前年度から 3 支部の支部長が交代し、新たな支部長も活躍中です。定期的にオンライン(Zoom 等)にて定例会を実施、ブロック活動も積極的に開催しています。

第VIブロック (総会員数 360 名)	
支 部	会員数(名)
高石支部	17
泉大津支部	21
和泉支部	62
岸和田・忠岡支部	103
貝塚支部	33
泉佐野・熊取・田尻支部	68
泉州南支部	56

今後の第VIブロックの活動について

まだまだ新型コロナウイルス感染症の心配はありますが、5 月より感染症法上の位置づけが 5 類感染症になっており、今後は参集の研修やイベントも企画しやすくなると思います。2024 年度介護報酬改定の対応で多忙な年度になると思いますが、第VIブロックでは、顔の

見える関係づくりを目指し、イベントを含めた企画を第VIブロック支部長会にて決定していく予定です。また、毎年開催しているブロックでの法定外研修は、今年度も開催予定で、今後も活発にブロック活動を行ってきたいと思っています。

第VIブロック推薦理事 竹尾安代

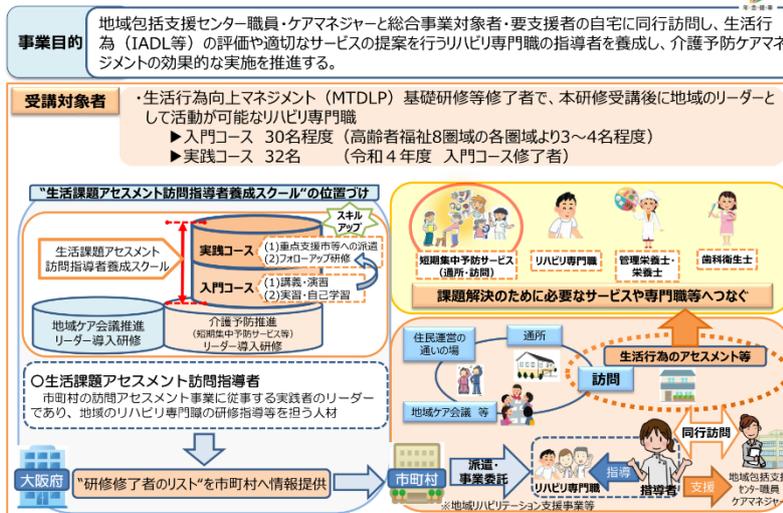
生活課題アセスメント訪問指導者派遣事業について

近年の大阪府は要介護認定率が全国で最も高く、特に要支援1・2、要介護1・2といった比較的軽度の方における認定率の高さが特徴です。この背景において大阪府では現在、府内 43 市町村への支援として「自立支援」と「介護度の重度化防止」を目的とした介護予防活動強化推進事業が展開されています。

大阪府作業療法士会は、2020 年度より大阪府から事業委託を受け、介護予防ケアマネジメントの効果的実施の支援を目的とした「生活課題アセスメント訪問指導者」(以下、アセスメント指導者)を養成しています。アセスメント指導者は、作業療法士もしくは理学療法士の内、「生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール」の研修課程を修了した者であり、2022 年度末までに約 80 名が受講を終えています。

本事業は、介護支援専門員とアセスメント指導者が、高齢者の自立した生活を実現するためにどういった支援が必要であるかを多職種協働でアセスメントし、「課題解決に直結する手段の提案と合意形成」の実践を推進するものと位置付けています。アセスメント指導者は、対象者の「うまくできていない生活課題の原因」「予後予測」「課題解決に向けた手段選定」のアセスメントを得意とします。これらの視点を介護支援専門員の皆様と共有することで、自立支援に向けた、より効果的な介護予防ケアマネジメントの立案にご活用いただけるよう努めています。

令和5年度 生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール



大阪府福祉部高齢介護室介護支援課発行

具体的には、介護支援専門員の方々と共にアセスメント指導者が総合事業対象者・要支援者(以下、ご利用者)の自宅へ同行訪問し、介護支援専門員の方が日頃実施しておられる訪問時のアセスメント場面を見学させていただきます。また、必要に応じてご利用者に対する情報収集や簡易的な能力評価を行わせていただき、訪問後は時間の許す限りアセスメントの振り返りも行わせていただきます。

2022 年度時点で、本事業は大阪狭山市・泉佐野市・柏原市・熊取町・くすのき広域連合・豊中市で実施されています。実施地域は限られていますが、「生活課題の抽出」「阻害因子の推測(原因分析)」「改善可能かどうかの予後予測」「課題解決のために必要な具体的手段(例:短期集中予防サービス、環境調整、病院受診等)」「モニタリング時の確認事項」といった、皆様が日常の業務の中で実践されている一連の業務の中で、お悩みになられることの多い工程がございましたら、ご活用いただけますと幸いです。

大阪府作業療法士会推薦理事 浅田 健吾

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

2023 年 4 月時点、大阪府内の訪問看護事業所数は 1769 件で、日本全国第一位です。

6 月末の会員事業所は、981 事業所、約 55%の入会状況です。訪問看護事業所には、看護師のほか理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が所属しています。精神科訪問看護や小児訪問看護、リハビリテーションを得意とする等、特色のある事業所も増えています。

当協会は、在宅医療推進に向けた社会の中で、訪問看護事業の健全な発展と推進に寄与する為、訪問看護サービスの質の向上を目的とした研修及び調査研究の実施や会員間の情報交換、関係機関との連携をすすめています。今年度は「地域連携で全世代の命と暮らしを支え続ける訪問看護」をスローガンに掲げ、医師会や看護協会、介護支援専門員協会、行政と連携協働で訪問看護の機能強化を目指しています。



活動の一部をご紹介します。

大阪介護支援専門員協会との連携事業では、介護支援専門員のためのスキルアップ研修を毎年開催し、大阪府主任更新研修の受講要件となる法定外研修として位置づけ、認知症ケアや看取りケアなど訪問看護師との関係が深い内容の研修を企画しております。

各ブロックには教育ステーションを配置し、多職種や府民への研修や実務相談、体験、コンサルテーション等地域リーダーとしての役割を担っています。地域の特性をふまえながら多職種連携で、在宅療養を支えられるよう努めています。ぜひとも教育ステーション事業へのご参加をお願いいたします。

訪問看護実態調査では、常勤換算 5 人未満の事業所が全体の約半数、しかし小規模事業所であっても、24 時間の緊急対応を行う事業所は多く、利用者の安全、安心を支えている現状が伺えました。

今年度より「大阪府人生会議相談対応支援事業」として ACP 関連研修を行います。地域の医療・介護を支える、診療所、介護施設等で働く看護職や訪問看護師、介護支援専門員、介護職が ACP の実践に必要な基本的概念や知識、方法を知り、一人でも多くの府民に ACP 相談支援ができる人材育成を目指します。訪問看護師の地域での役割は、在宅療養を豊かなものにする事です。コロナ禍を脱した今からが関係作りのリスタートです。介護支援専門員の皆様と共に、顔の見える関係作りに努めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大阪府訪問看護ステーション協会推薦理事 塩津浩美

個別避難計画研修(災害対策委員会)

個別避難計画研修が 4 月 15 日(土)、OCMA ホールにおいて、当協会と大阪府との共催事業として開催されました。会場参加者 3 名と ZOOM ウェビナー参加者 99 名、総数 102 名の参加がありました。研修は、冒頭に大阪介護支援専門員協会 濱田和則会長の挨拶があり、講演が開始されました。

大阪府危機管理室 防災企画課 地域支援グループ長である谷口雄二氏より、「個別避難計画」のテーマで話をされました。地震や津波などの自然災害が高齢者等への被害が大きい事、そのために平時からの備えとしての個別避難計画作成の必要性が、わかりやすく講義されました。

介護支援専門員は、日頃から市町村との連携が取れており、高齢者の状況をよく把握し信頼関係の構築も出来ていることから、高齢者の個別避難計画の作成には、介護支援専門員が連携することが重要であるということがよく理解できました。

講演後の質疑応答の時間では、会場参加者からも活発な発言があり、熱心な参加者たちは、講師に対して質問や意見を積極的に述べました。大阪介護支援専門員協会副会長である吉村春生氏による終了の挨拶があり、研修は無事に終了しました。

今回の研修は、災害に対する意識を高め、適切な備えをするための大変有意義な内容でした。また、ZOOM ウェビナー参加者が非常に多く、オンラインでも多くの方々に参加していただけたことは、大きな成果でした。今後も、介護支援専門員は災害に対する備えを持ち、安心して暮らせる社会づくりに貢献していくことが求められます。

大阪府社会福祉協議会推薦理事 近藤 和明

日本介護支援専門員連盟コーナー

お元気に業務に励んでおられることと拝察致します。24年度トリプル改定に向けて動きが加速して来ました。こども政策、国防政策など費用のかかる課題が目白押しです。医療・介護・障碍関係に如何ほどの増額が貼り付けられるのか今回はかなり厳しい状況になるのではと危惧しています。しかしながら皆さま方が声を挙げない限り旨くはいきません。連盟も一生懸命活動し皆さま方に喜んでもらえるよう頑張る所存ですが、まだまだ力が弱くどのような結果が得られるのか不安もあります。皆さま方の声は小さくても声を挙げ、その輪が徐々に大きくなり、そして大きな力となり、各方面へのアピールとなります。一緒に頑張ってください。それがひいては皆さま方の、いえ、多くの利用者様やそのご家族、そして国民みんなの幸せにつながります。政治は力です！数は力です！組織率が力です！多くの介護支援専門員の支援と協力・結集が力です！ご協力を！！自分たちばかりではなく多くの方々の幸せのために活動を！！(会長藤岡記)

入会金無料。年会費 3000 円。【問合電話】 072-473-1710 HP より入会申込欄から
入会申込は、【FAX】 093-932-0532 までお願いします。 URL <http://jcmr.tremer.jp/>





研修センター事務局便り



介護支援専門員証の有効期間満了日を確認してください。

＝令和 6 年度法定研修受講に向けて＝特例措置対象者の方はご注意ください！

【重要】新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について

大阪府登録の介護支援専門員及び、主任介護支援専門員で、有効期間満了日が**令和3年1月1日から令和5年12月31日**までの者は、研修受講の猶予があります。**大阪府が認める期間：本来の有効期間満了日の翌日から2年間**(有効期間満了日が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの者は**3年間**)

■有効期間満了日が令和 5 年の方は、令和 6 年度の更新研修のご案内時期になりますと、ご自宅住所に届きますので、資格継続が必要な方は、申込をお願いします。

■有効期間満了日が令和 3 年・令和 4 年の方で該当する更新研修を受講・修了されていない場合、有効期間を得るには、特例措置期間が過ぎてから『再研修』を受講・修了し、介護支援専門員証交付申請をすることで、(受付日の約 2 週間後から)有効期間(5 年)が付与され、介護支援専門員の実務に従事することができます。

※特例措置対象者：介護支援専門員及び主任介護支援専門員の有効期間満了日。

※主任介護支援専門員更新研修を令和 6 年度に申込を予定している方は、個別要件の取組みを申込締切りまでに終えておく必要がございます。

詳しい情報については、大阪府 HP 主任介護支援専門員更新研修制度に ついて

[<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1840/00270878/syuninkousinseido210224.pdf>]をご確認ください。

介護支援専門員証の更新手続きについて【重要なお知らせ】

介護支援専門員証の有効期間を更新するには更新申請が必要です。

更新のために必要な研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。

必ず、介護支援専門員証の有効期間の更新申請を行ってください。

※新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置を受けている方(現在の介護支援専門員証有効期間満了後に申請する方)については、研修修了後、速やかに更新申請をしてください。

必ずご自身で有効期間満了日をご確認の上、忘れずに申請をお願いします。

【申請書類等】大阪府介護支援専門員情報 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/>

■法定外研修【学術研究部主催】(今後の予定)

下記のとおり、研修を予定しております。

申込方法等の詳細は、開催日が決定次第、ホームページ『法定外研修の一覧』に掲載をします。

	研修名称	開催日
参加費 無料	「看取り(人生の最期を支える)について」(別日で 2 回開催)	8 月中旬頃 10 月初旬
	居宅療養管理指導について	9 月中旬頃
	成年後見制度について	10 月初旬

第 135 号(発行日 令和 5 年 8 月 1 日)

編集／発行 公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 TEL 06-6943-0577／FAX 06-6943-0571

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1 丁目 7 番 31 号 HP アドレス=<https://www.ocma.ne.jp>

OMMビル(大阪マーチャングイズ・マートビル)3階 Mail アドレス=info@ocma.ne.jp

